

各党責任者

安全保障を五語る

中

集団的自衛権に関する自民党との協議をめぐって、党は「平和」が損なわれたとの指摘もあるが、そういうふうには全く思っていない。むしろ、公明党が与党だからこそ、憲法第9条を守ることができだし、9条に基づく歯止めもかけることができた。

最初のポイントは5月15日。安倍晋三首相の記者会見だ。政府の有識者会議「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）」の考え方を丸のみするわけではなかった。

国際法上、認められている「フルサイズ」の集団的自衛権の行使や集団安全保障への参加については憲法上の制約はないという安保法制懇の考え方を首相は採用しなかった。これは大事な一点だった。出発点がかけ離れた方向だったから、どうしようもなかった。

47年見解で一致

与党協議は11回で、自民党

の高村正彦副総裁とはその他に何度も協議をした。ポイントは武力行使の3要件。安全保障法制の整備に関する閣議決定のコアの部分だ。従来の3要件をどう見直すか、9条の枠内ができるかどうか。9

条に関しては国会で何度も論議され、積み重ねられてきた。政府見解がある。その中で昭和47年の政府見解が最も論理的で、これをベースにしようと高村さんと一致した。

特に47年見解をベースにした「国民の生命、自由、幸福追求の権利を根底から覆す明白な危険がある場合」という表現は極めて大事で、厳格な歯止めをかけ、自国防衛であることを明確にさせた。

14日の説明重要

閣議決定の中には、この政府見解の根幹にあたる部分を今後とも維持する、と書いてある。根幹部分とは、9条の規範だ。「自国防衛以外に武力行使をしてはなりませんよ」という規範を維持し、それを超えて自衛の措置をとる

というなら憲法改正をしなければいけないことも明確にし、公明党の主張を盛り込んだ。

閣議決定後、説明をしてきた。まだまだこれからだが、理解は進んでいると認識している。ただ、国民の理解が進んでいるかといえばこれから

だから、わが国にできる」とは憲法上の枠内でやらなければいけない。それによって日米同盟の信頼関係や実効性が確保できるし、抑止力も高まってくる。結果として日本国民を守ることができるんですけど、という安全保障上の必要性も説明したい。

14日の衆院予算委員会（集

だ。しっかりと説明責任を果たす必要がある。「自衛隊が海外に行つて戦争できるようになるんじゃないか」「武力行使の範囲が広がるんじゃないか」という批判がある。でも、それは全く違う。

（岡田浩明）

公明党 北側一雄副代表



(川口良介撮影)

14日の衆院予算委員会（集中審議）は閣議決定後、初の国会論戦になる。首相らに決定方針について国民に分かりやすく説明してもらうとともに、私としても確認したいことがある。14日は非常に大事で一つの区切りになる。